

平成28年 第18回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年11月24日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年11月24日

東京都教育委員会第18回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第85号議案

水泳授業等における「スタート」の取扱いについて

第86号議案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第87号議案

平成28年度東京都公立学校長等任用審査について

第88号議案

東京都公立学校長の任命について

第89号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（案）の骨子について

(2) 「いじめ総合対策【第2次】（案）」について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛
委 員	秋 山 千 枝 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	伊 東 哲
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第18回定例会を開会します。

本日は、報道関係はNHK外11社、個人は合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外4社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、大杉委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回10月27日開催の第16回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第16回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回11月10日開催の第17回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第87号から第89号までの議案及び報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第85号議案 水泳授業等における「スタート」の取扱いについて

【教育長】 第85号議案、水泳授業等における「スタート」の取扱いについて、説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、第85号議案資料を御覧ください。水泳授業等における「スタート」の取扱いについて説明します。

まず、平成28年7月14日、都立高校の水泳授業において、非常に重篤な事故が発生しました。現在、学習指導要領上では、小・中学校において飛び込みは行いません。高等学校においては、飛び込みを段階的に指導してもよいという取扱いになっています。本事故を受けて、担当課としては、2回にわたり全校に向けて事故防止の通知を行うとともに、校長会でも注意喚起を行いました。また、学識経験者、学校関係者、国のスポーツ庁とも、水泳授業等における「スタート」に関する意見を聴取しました。教育課程の編成等が始まる時期でもあり、来年度以降の水泳授業等における「スタート」の取扱いについて、考え方・方針をまとめ、本日議案として提案させていただきます。

具体的な内容は、「記」書き以下の5項目です。一番重要なのは1の部分で、都立学校の体育の水泳授業や水泳大会などの学校行事において、「スタート」を指導する場合は、事故防止の観点から、平成29年度以降は、原則として水中からの「スタート」とする。これが1番の内容です。

「原則として水中からの『スタート』」の意味ですが、学習指導要領では、教える

ことができるという、できる規定になっています。また、都立高校の中には、体育科を併設している高校もありますので、全て一律に禁止ではなく、限りなく禁止に近い形ですけれども、基本的に来年度からは水中からの「スタート」をするということです。ちなみに、平成28年度の水泳授業において、飛び込みによる「スタート」を実施した学校は全体で7校、都立高校全体の2.5パーセントに当たります。

2番目です。飛び込みに限らず、水泳授業で重要なのは水深の確認ですので、プールの構造に留意して、水深の確認や水量の確保ということを挙げています。

3番目として、今回の事故を検証した結果、特に保健体育科の3年間を見通した体系的な指導計画が非常に必要であり、再度、この点について徹底しています。

4番目です。以前、男子高校生のシンクロナイズドスイミングを扱ったテレビドラマがあり、それ以降、学校行事の文化祭等で、水泳部が中心となり、男子のシンクロナイズドスイミングをプールで実施するようなことが、今年度については約11校で実施されています。その場合、危険な行為がないようにということです。

5番目です。授業においては、飛び込みではなく、水中からの「スタート」が基本となりますが、水泳部においては、飛び込みについては従来どおりの扱いにしたいと思えますけれども、その場合でも、必ず顧問教諭又は部活動の指導業務を委嘱した外部指導員の指導の下で、きちんと段階的に指導を行う。特に、水泳部の部員だから安全ということではなく、そういう場合でも事故の可能性があることに留意しながら指導する。

以上の5点について、議案として提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか。

【遠藤委員】 本件事故を受けて、「スタート」の取扱いについて検討し、体制を改善するのは当然のことだと思いますが、2点伺います。現在、学習指導要領で小・中学校については飛び込みを行わないということですが、中には、指導要領は指導要領として、小・中学校の場合はプライベートな生活でスイミングスクール等に通っていると、スイミングスクール等ではレベルが高いほど飛び込みスタートを実施しているわけで、それがそのまま小・中学校の現場の中に出てくる可能性もあると思

います。そうした中で、都教育委員会では、都立学校における体制について、都内の区市町村教育委員会への何らかの通知で周知するののかということが1点です。

それから、他道府県の場合、文部科学省の問題になると思いますが、国全体として統一的に、主として高校の授業において、東京都と同様の体制で実施しているところがあるのか。あるいは、東京が実施すれば、他道府県も同調して、文部科学省の指導の下でこのような形になっていくのか、2点伺います。

【指導推進担当部長】 1点目については、本日、本議案を決定していただいた後、都立学校に対して通知をします。そして参考という形で各区市町村教育委員会宛てに通知するとともに、体育を担当している指導主事連絡会等で報告し、例えば小・中学校においても飛び込みができる子供がおり、それを真似した危険な行為がないように徹底を図っていきたいと思っています。

2点目は他道府県の状況です。全てを調べたわけではないですが、昨年度、長野県では、同様の事故を受けて、一律一斉禁止の体制を敷いているようです。また、先日、文部科学省で11月16日に開催された文科委員会において、文部科学大臣から、学習指導要領が改訂の時期ということも含めて、今後、飛び込みについて検討していくという新聞報道がありましたので、私どもでスポーツ庁に確認したところ、検討を始めていく状況にあるという回答を得ました。

【山口委員】 本当にあってはならない事故で、これまでもこのような事故が報告されてきている中で事故が起きたことは残念だと思います。原則として、水中からの「スタート」にするというのはやむを得ない措置だと思いますが、一方で、プールというのは学校内だけではなく、いろいろなところにあるわけで、全てのプールが飛び込みを禁止しているわけでもなく、飛び込みにチャレンジできる場所というのは、将来的に大人になってからも、あるいは小・中・高の間でもあるわけです。そうしたときに、学校で正しい飛び込み方を教わっていないことが、初めて飛び込みをやったときの危険を生む。つまり、危険から遠ざけることが必ずしも子供たちの安全を守ることではなく、きちんと教えられていなかったために、学校の外であれば事故が起こってもいいということではないと思います。そのようなことを考えると、何らかの形で、飛び込みは授業の中で実施しないとしても、学校としては機会を与えないわけですか

ら、そこに対してどのように対処するのかということは継続して考えていく必要があると思います。事故はどこでも起きる可能性があって、特に子供や若い人は飛び込みをやってみたいという衝動がありますので、学校を離れたときに、知識や経験がないのに行って事故が起きるということを一番危惧しなければいけないと思います。今後、東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、現在議論されている水泳の施設もありますが、学校では水深や水量の確保は難しいかもしれないので、都内の施設を使って何校か合同で飛び込みの機会を与えたりとか、何らかの措置と合わせ技で行っていかないと、単にやめればいいという話ではないと思います。海での臨海実習はなくても、事故を踏まえて着衣水泳などを実施しているところもあり、子供たちの危険を考えて幅広いところで検討していただきたいと思っています。

【指導推進担当部長】 事故が起きたときに、すぐ禁止するというのはある意味で課題があると思います。一番重要なのは、水泳や体育だけではなく、例えば理科の実験や技術家庭科の授業においても、事故を防止する未然防止の取組が非常に重要だと思っています。そのような意味で、東京都としては、例えば飛び込みで入水の角度によってどれだけ危険かというDVDも各学校に配布しています。そういうものを各学校の方で活用してもらいながら、経験のない者が飛び込むことの危険さについての指導を推進していきたいと思っています。

また、都立高校の中には、辰巳国際水泳場を使用して安全な飛び込みについて指導している高校もありますので、そのような事例なども参考にしながら、今後の未然の事故防止について努力していきたいと思っています。

【宮崎委員】 「スタート」の件について、子供たちが実感を持って、どのように飛び込むとどのように危ないかということが分からないのではないかと感じていたところ、山口委員からのお話や、今、事前にビデオを配るといような話があったので、それを是非活用していただきたいと思うのですが、ビデオを配るところまではできていても、それがきちんと子供に届くように教えることができているのかどうかという確認を是非お願いしたいと思っています。

また、「スタート」だけではなくて、いろいろな危険に対する対処と、昨今はテロをはじめ街の中でもいろいろな危険が渦巻いていますので、全般的な危機管理に対す

る意識醸成というか、意識を作り上げていくということについて、授業の中で時間を割けるような工夫をしていただけたらありがたいと思います。

【指導推進担当部長】 DVDの活用については、どのような形で指導しているのか調査を徹底していきたいと思っています。

また、体育の授業だけではなく、危機回避能力を育成するというのは非常に大きな課題となっていますので、いろいろな場面で、例えば特別活動の遠足や旅行行事のときも、他の授業のときも、予想できるような事故を未然に防ぐということに現在、各学校で取り組んでいるところです。

【大杉委員】 水泳の授業、体育の授業という枠以外で、臨海実習とか、辰巳国際水泳競技場という話もありましたが、そのような形で水泳をする機会は現状どういう状況で、そこでの指導の在り方とか対応はどうなっているのかお伺いします。

【指導推進担当部長】 小・中学校、特に小学校では臨海学校を実施しているところがございます。ですから、実際にはプールだけではなくて、海の中で実際に行っています。その場合は、学校の教員だけではなく、指導員も十分な体制で、事故のないような形で行っています。川で泳ぐということはないですけれども、少数の学校では、水泳部員を学校以外の辰巳国際水泳場などに連れて行って、実際の深さと飛び込む角度について実感させるというような取組も行っています。

【大杉委員】 そういう機会が考えられるのであれば、学校以外の施設での機会を整えていくということも今後の大きな課題になってくると思いますので、よろしくお願ひします

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきまして、原案のとおり御承認いただきました。

第86号議案 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第86号議案、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事部長、お願いします。

【人事部長】 第86議案資料を御覧ください。教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。

資料1枚目の左上段、今回の教育委員会規則の改正の目的についてです。改正学校教育法の施行により、本年4月1日から制度化された義務教育学校の教員については、学校教育法と併せて改正された教育職員免許法において、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の二つを所持することが原則となりました。これに伴い、両方の校種免許状の併有を促進するため、免許状の取得に必要な大学での修得単位数の軽減措置が、国の教育職員免許法施行規則で規定されましたが、具体的な修得方法等については、都道府県教育委員会規則で定めることとなったため、今回、当該規則の改正を行うものです。

次に、具体的な改正内容の説明の前に、教員免許制度の概要について説明します。

まず、2の(1)免許状の種類です。普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類がありますが、このうち今回の改正は普通免許状に関するものです。

普通免許状の取得方法ですが、(2)を御覧ください。授与申請ですが、基礎資格を取得し、大学等によって所定の単位を修得した者が、都道府県教育委員会に申請し、授与されるものです。次に、教育職員検定ですが、既に教員免許状を有する者を対象として、人物・学力・実務・身体について書類審査を行い、当該免許状を授与する適格性を有するかを判断し、合格した者に免許状を授与するというものです。今回の改正は、教育職員検定に関する改正です。

次に、(3)教育職員検定の種類です。教育職員検定については、幾つかの種類がありますが、今回の改正は、資料に記載のとおり、所持している免許状に隣接する学校種の教員免許状を取得する場合に関するものです。まず、中学校教諭の免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得するには、中学校などで3年間良好な成績で勤務し、かつ大学等において12単位以上の単位を修得することが要件となっています。また、小学校教諭の免許状所持者が中学校教諭二種免許状を取得するには、小学校などで3年間良好な成績で勤務し、かつ大学等において14単位以上の単位を修得することが要件となっています。なお、同様の規定は、中学校と高等学校との間など、他の隣接校種にも設けられています。

次に、資料の右側上を御覧ください。3の国の動向についてですが、まず義務教育学校の制度化と同時に、教育職員免許法が改正され、義務教育学校の教員は、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方を所持しなければならないと規定されました。ただし、経過措置がありまして、当分の間は小学校教諭免許状の所持者は前期課程で、中学校教諭免許状の所持者は後期課程で教員となることができるとされています。しかし、あくまでも経過措置であり、原則どおりの免許所持を実現するため、文部科学省では、省令である教育職員免許法施行規則を改正し、教職経験に応じて、免許状の取得に必要な単位数を軽減する措置を規定しました。

同規則で規定された内容が(3)のア、イ、ウの3点です。1点目は、普通免許状の取得後、当該免許状の学校種での3年間の実務経験に加えて、教職経験1年につき3単位を修得したものとみなし、軽減するというものです。2点目は、その場合の教職経験は、授与を受ける免許状に関連する学校、例えば小学校教諭免許状を取得する場合は、小学校や義務教育学校などがこれに当たりますが、これらの学校における平成28年4月1日以降の教職経験が対象となるものです。3点目は、軽減後の具体的な単位修得方法は、都道府県教育委員会規則で定めるとし、軽減の限度として、最低修得単位の半数を限度とするものです。

以上のとおり、国の省令で軽減措置の大枠が定められ、詳細な内容については、都道府県教育委員会規則で定めることとされたため、今回、都教育委員会規則を改正するものです。

改正内容についてですが、4の下段を御覧ください。まず、アについては、中学校教諭の免許状を所持している者が、小学校教諭二種免許状を取得する場合です。表の最低在職年数3年のところは、現行制度の取得要件です。中学校での3年の経験のほか、大学等において、教科の指導法等の所定の科目を履修し、12単位を修得する必要があります。3年プラス1年の方は、中学校での在職年数3年に加えて、小学校又は義務教育学校などでの在職年数が1年ある場合の必要単位数で、原則である12単位から3単位を減じ、修得単位数を9単位とするものです。3年プラス2年の方は、小学校、義務教育学校などでの在職年数が2年ある場合で、更に3単位を減じ、修得単位数を6単位とするものです。

ここで、原則の修得単位数である12単位の半数になり、文部科学省で規定された限度に達しますので、小学校や義務教育学校での教職経験が3年以上の場合でも、修得単位数は6単位ということになります。

次に、イについてですが、小学校教諭の免許状を所持している者が、中学校教諭二種免許状を取得する場合の教職経験年数に応じた必要単位数を示したものです。軽減措置の方法は、先ほどのケースの場合と同様ですが、原則の修得単位数が14単位であるため、半数の7単位まで軽減が可能ですので、教職経験が3年の場合についても、2年の場合に比べまして、1単位減じ、7単位としております。

ただいま説明した小学校と中学校間の免許状のほか、その下の※ですが、今回の改正では、国の省令に合わせて、幼稚園と小学校間、中学校と高等学校間の各免許状についても、同様の規定を設ける内容としております。

次に、2番目の改正点ですが、今、説明しました軽減措置を受けられる教職経験を有しているかを確認するための様式を新規様式として追加するものです。

最後に、規則改正のスケジュールですが、本日、本案について御承認いただいた場合、12月に公布し、約3か月の周知期間を経て、施行日を平成29年4月1日とさせていただきますと考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか

【宮崎委員】 2点伺います。対象者がどれぐらいで、これからどういう見込みになるのかというのが1点です。もう1点は、単位互換制度のようなことがあるわけですが、OJTで生徒指導に関する科目、あるいは指導法というのは、正に教えながら学ぶというのは大変良いことだと思いますので、単位の読替えは結構だと思うのですが、小学校から中学校に行くときの教科に関する科目は、みなし単位で最大5単位与えることになっていますね。これは、そういう措置でも十分質的に保証できるという見通しなのでしょうか。

【人事部長】 まず、対象がどのぐらい考えられるかということですがけれども、都内の公立学校においては、本年4月1日で義務教育学校が品川区に6校設置されました。その教職員数は6校で約300人でございます。そのうち既に99人が小学校と中

学校の免許を併有していますので、約200人が対象になります。最後に申し上げたとおり、中学校と高等学校間でも同様の取扱いを行うということですが、東京都における中学校、高校の教員採用については、免許を併有しているというのを条件で採用しており、そちらの方については問題ないため、現状では、新たに設置した義務教育学校が対象となるということです。

2点目ですけれども、教科の指導法についてということで、教科の科目に関する部分についてしっかり担保されているのかという御質問かと思えます。

【選考課長】 お答えさせていただきます。教科に関する科目については、それぞれ教科ごとに詳細な科目が設定されていまして、その中で必要単位として最低単位を示させていただいているということで、これで担保されると考えています。ただし、これは最低必要単位数であるため、大学によっては更に加算して修得させて免許を担保していくということも当然していくことになろうかと思えます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

【遠藤委員】 本件の趣旨は、小・中一貫校が増えていくことに対応するために、免許の在り方について考える、そのように考えてよろしいわけですね。現在、東京都で習熟度別で成果を上げる。特に小学校で成果を上げているわけですけれども、小学校の段階で、学力に応じた授業ということで、中学校でも学力差がかなり出てきて、中学校で再度、小学校段階での学び直しの必要性ということも言われているわけですが、小・中一貫校ではなくて、一般の中学校において、小学校の先生による中学生の習熟度別授業、学び直し、そうしたものに対応するということが将来的に考えられる場合、やはり免許が要るのか。あるいは、例えば中学校における習熟度別授業を行うときに、小学校の教員の応援を受けるという場合には、このような免許は必要なくて、逆に小学校の課程を中学で再度教え直すという趣旨だとすると、小学校の免許のままでいいのかとも思うのですけれども、将来的にもしそういうニーズが出てきた場合にどのように考えたらよろしいのでしょうか。

【人事部長】 現在、中学校における習熟度別授業は、数学と英語を中心に組み込んでいただいています。特に、積み上げが大切であるという教科を中心に、習熟度別授業に取り組んでいただいていると思えます。中学校の先生が小学校の教育課程の部

分まで遡ってという部分も、現在、一部では中学校の教員に取り組んでいただいていると認識しています。そのような学び直しの部分で、実際に習熟度別で実施している現状では、まず免許で、義務教育学校などでは実際に先取り授業や、教育課程の組み方も柔軟になっていきます。なおかつ同じ学校ですので、おそらく学校運営上、教員の持ち上がりができるような柔軟な体制がとれるために、免許の併有を求めてきていると受け止めています。今後、小・中一貫という中で、義務教育学校に準ずるといふような形になってくれば、それは免許についても準じて考えていかなければならないだろうと考えています。

【大杉委員】 2点伺います。1点目は法律上のことなので、もし御存知であればということになりますが、教育職員免許法上、「当分の間」ということになっていますが、これは大体どれぐらいの当分の間が想定されているのか。私の専門の方では、「当分の間」が半世紀ぐらい続いた例もあるのですが、そのことはきちんと併有できるような期間を確保できるようにということだと思います。その上で、2点目になりますが、それぞれ軽減されたとしても、6単位、7単位という単位を修得しなければいけないということで、校務で忙しい中、支障なく単位をきちんと修得していけるよう、教職員の方々が対応できるよう、何らかの措置とか、サポートということが考えられているのかについて伺います。

【人事部長】 特別支援教育の免許の部分についても、「当分の間」という規定が付いておりまして、それは、今、半世紀という話を伺いましたが、それに近いような状況が現実としてはありますので、「当分の間」の解釈については、私どもも申し上げにくい部分がございます。しかし、併有するのが望ましいわけで、それを促進するためにこのような制度改正を行います。実際に教員が免許を取るとすると、職務に従事しながらということになりますから、通常でいきますと、通信教育とか、そういう形での取得になろうかと思えます。

本件のケースとは違いますが、小学校の英語科がこれから教育課程の改定で予定されていますけれども、今、小学校の先生に英語の中学校の二種免許を取っていただくような支援をしているところです。今後、もし支援が本当に必要であるということになれば、検討していかなければならないと思えます。

【秋山委員】 免許状の制度は、小学校と中学校の先生方がお互いに乗り入れるということで、子供たちにとっては非常に良いことだと思います。小学校と中学校の先生方がお互いの文化を知り合う機会が、免許状のことは、その環境が整ってきているのではないかと期待したいと思います。

【宮崎委員】 東京都のメリットとして首都大学東京がございますから、こういう場合の大学と教育委員会との連携を、非常にうまく具合にプログラムで作っていくと、全国に向けても先進的なモデルになると思いますし、今ある講座をどう受けるかとか、通信教育の話がありましたけれども、そうではなくても、上手に組んでいくことができると思うのです。首都大学東京を持っていて東京ならではのやり方ができる環境にありますから、今後その辺は工夫されると良いかと思えます。

【人事部長】 免許については、実は認定講習制度というものがあまして、これは東京都教育委員会が取り組んでいます。

【選考課長】 今、認定講習の話がありましたが、先生方が夏季休暇の期間に、大学の方で講座を設けていただいて、それを履修することによって大学の単位認定を取得し、免許の申請をするという制度を、今、連携をさせていただきながら取り組んでおります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきまして、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（案）の骨子について

【教育長】 次に、報告事項（1）東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（案）の骨子について、説明を特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 報告資料（1）を御覧ください。

東京都議会定例会で、特別支援教育の新たな計画を策定するべきという質問もいただいています。私どもではこの間、検討を進めてまいりましたが、この度、骨子を取りまとめたので報告します。

まず、「Ⅰ 策定の背景」です。「1 都の特別支援教育の取組状況」ですが、都教育委員会では、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定して、3次にわたる実施計画により、特別支援教育の充実を図ってきました。平成28年度が計画の最終年度ですが、これまでの計画に基づく取組によりまして、東京の特別支援教育は着実に前進してきています。例えば主な成果として掲げていますが、知的障害特別支援学校の企業就労率を上昇させていますし、また、普通教室数を増加させてきています。

「2 障害者や東京都を取り巻く状況の変化等」です。(1)にありますとおり、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、オリンピック・パラリンピックの開催や、2020年に向けた実行プランの策定によりまして、東京都も今後大きく変革することが見込まれています。

さらに、(2)にありますとおり、将来推計では、知的障害のある児童・生徒を中心に、今後の在籍者数の増加が見込まれています。28年度の実数で、知的障害の児童・生徒は9,000人余ですが、今後10年間で約2,300人増えて1万1,000人余になると見込まれています。こうした背景を踏まえて、特別支援教育を更に充実するため、現行の計画に引き続く平成29年度からの計画として、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定したいと考えています。

2ページを御覧ください。「Ⅱ 構成と策定スケジュール」です。「1 計画の構成とポイント」ですが、10年間の長期計画である「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」としてございますが、期間は平成29年度からの10年間、平成38年度まででございます。それと、当面の4年間における具体的な取組ということで、平成29年度から平成32年度までの4年間でございますが、第一次実施計画の二つで構成しています。

計画のポイントを3点記載しています。ポイント1は、共生社会の実現に向けた全ての学びの場の充実としてございますが、就労や進学など将来の夢や希望を実現するために、特別支援学校のほかに、小学校、中学校、都立高等学校など、全ての学びの

場で特別支援教育の充実をさせてまいります。

ポイント2です。未来の東京を見据えたとしていますが、具体的には防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を推進してまいります。

ポイント3は、特別支援教育を支える基盤の強化です。区市町村教育委員会や教員の専門性向上など、基盤を一層強化してまいります。

「2 計画策定スケジュール」です。本日、骨子を公表して、都民の皆様からパブリックコメントを募集し、いただいた御意見も参考にしながら、来年2月に計画を策定、公表したいと存じます。

3ページを御覧ください。「Ⅲ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の目指す方向です。

初めに、「1 計画の基本理念」です。共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することとしています。

「2 本計画における施策の方向性と目指すべき将来の姿」ですが、基本理念を実現するために、四つの施策の方向性ごとに、目指すべき将来像と、その実現に向けた政策目標を記載しています。

まず、方向性Ⅰは、特別支援学校における特別支援教育の充実です。将来像として、例えば2番目の丸ですが、全ての特別支援学校において、子供たち一人一人の障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた指導・支援が行われ、能力が最大限に高められていることなどを掲げてございます。対応する政策目標として、下の表の上から3番目ですが、知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率を掲げています。現在、46.4パーセントまで高めておりますが、平成38年度には55パーセント以上とすることなどを政策目標として設定してございます。

方向性Ⅱです。小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実です。将来像としては、2番目の丸ですが、発達障害の児童・生徒に対して、継続性のある指導・支援が行われ、一人一人が社会で活躍するための力を身に付けているなどを掲げてございます。政策目標としては、下の表の上から3番目ですが、小学校における特別支援教室での指導が必要と考えられる児童のうち、特別支援教室を利用している

児童の割合につきまして、現状、26年度ですので特別支援教室開始前ですが、約4割弱であったところ、政策目標としては100パーセント、つまり校長が支援が必要と考えた児童・生徒が全員支援を受ける姿を目指してございます。

4ページを御覧ください。方向性Ⅲ、変化・進展する社会への対応です。将来像として、2番目の丸ですが、障害のある児童・生徒がスポーツや芸術活動を通じて自己実現の場を広げるとともに、豊かな心や健やかな体が育まれているなどを掲げてございまして、対応する政策目標としましては、表の上から2番目の、障害者スポーツの全国大会に出場し入賞した生徒・チーム数、また、4番目の芸術の分野では、展覧会のようなものですが、アートプロジェクト展に応募する児童・生徒数及び特別支援学校数などを設定してございます。

方向性Ⅳ、特別支援教育を推進する体制の整備・充実です。1番目の丸ですが、教科や自立活動の指導に精通した専門性の高い教員が多数育成されているなどを掲げてございます。政策目標としては、表の上から1番目ですが、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は現状では6～7割程度ですが、目標としては100パーセント、全員免許を持つべきということを掲げてございます。

5ページを御覧ください。推進計画（第二期）の体系として、四つの施策の方向性毎に、施策と取組分野を整理したものです。

6ページを御覧ください。「Ⅳ 第一次実施計画における主な取組」です。

まず、方向性Ⅰですが、1番目の丸、職能開発科の増設としてございますが、知的障害が軽度から中度の生徒の着実な企業就労に向けて、職能開発科を増設します。現在2校ですけれども、新たに6校に設置するとしてございます。就業技術科と同様、職能開発科も就労率100パーセントを目指して教育に努めてまいります。

次の丸、知的障害特別支援学校の適正な規模と配置ですが、これは在籍者数の将来推計を踏まえて、学校の新設や校舎の増改築をはじめとした多様な方法を用いて、必要な教室を確保するものです。これによって、現在の間仕切り教室や転用教室は解消します。

その次の丸、病院内教育の充実です。特別支援学校4校に病弱教育部門を設置するとともに、3点目ですが、タブレット端末等を活用しまして、ベッドサイドで行う訪

間教育におきまして、分教室や前籍校との中継による指導等を充実してまいります。

方向性Ⅱです。2番目の丸、都立高校における発達障害教育の推進ですが、これは通常の授業を一部抜けて特別な場で行う指導でございます通級による指導につきまして、これまでは高校では実施できておりませんでした。その指導方法等について、平成30年度からの運用開始を目指して検討してまいります。

また、2点目ですが、発達障害の生徒を対象にして、土曜日などに学校外で民間のノウハウを活用するなどいたしまして、特別な支援も実施してまいります。

その次の丸、通常の学級における指導等の充実として、ユニバーサルデザインの考え方に基づくガイドラインを活用いたしまして、通常の学級で全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を促進してまいります。例えば、黒板の周囲には掲示物を貼らないとか、授業の最初に大まかな学習の流れを視覚化して説明するなどの工夫でございまして、発達障害の児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を目指してまいります。

7ページを御覧ください。方向性Ⅲです。2番目の丸、障害者スポーツを通じた教育活動等の推進です。障害者スポーツを取り入れた体育的活動を充実いたしますほか、2点目ですが、障害者スポーツの拠点としまして、都立特別支援学校の体育施設等の環境整備も推進してまいります。

また、3番目の丸ですが、芸術分野では、芸術的才能を有する子供たちもおりますので、優れた作品のアートプロジェクト展への出品を通じまして、児童・生徒の創作意欲の喚起と、都民の障害者アートへの理解を促進してまいります。

方向性Ⅳです。2番目の丸ですが、区市町村の特別支援教育に対する支援の充実としまして、特別支援学校と区市町村教育委員会との連携を強化してまいります。これまでは、小・中学校からの個別的・単発的な傾向がございましたが、今後は区市町村教育委員会に関わっていただいて、計画的・継続的な支援をすることで、特別支援学級教員の専門性を向上させてまいります。

その下の丸、就学相談の機能充実です。講習会の開催により様々な相談事例から得た知見を共有するとしてございますが、具体的事例に即した就学相談の対応事例検討会を新たに開催するなどしまして、区市町村教育委員会の専門性を向上させてまいり

ます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

【秋山委員】 7ページですが、特別支援教育で就学相談の機能充実とあります。就学相談の後、入学後に通常級から特別支援学級とか、特別支援学校に転籍する子供たちもいるかと思えます。そうした場合に、通常級の指導などが充実してきますと、今度は特別支援学校とか、特別支援学級から通常級に転籍する場合が出てきてもいいのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 まずは子供たちの状況が重要でして、特別支援学級や特別支援学校に行くときも、学校の判断、教育委員会の判断、そして専門家の意見も踏まえて、特別支援学級又は特別支援学校の方が子供がより伸びるだろうというときにはそのようにしております。委員御指摘のとおり、特別支援学級又は特別支援学校の方に移った後も、子供にとってはどういった場が一番いいのかということのを常に考え続ける必要がございます。現状でも改善などがされ、通常学級に戻した方がいいかもしれないという場合については、同様に判定などをしまして、通常学級に戻すということも行っています。

【秋山委員】 通常級に戻れるということがなかなか周知されていないような気がしていますので、その点もこれから進めていただければと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 確かに、なかなか改善ができない子供もそれなりにいらっしゃいますので、御指摘のように、もしかすると行ってしまったらそれきりだという誤解があるかもしれません。もちろんそうではなくて、子供の状態によっては、通常の場合に戻した方がいいときにはそうすべきでありまして、それを周知してまいりたいと思います。

【山口委員】 スポーツ、あるいは芸術というところに教育の力を入れていきたいということは非常に良いと思うのですが、指導者が難しくなってくるかと思えます。特別支援の免許を持っていても、特にスポーツの場合、指導する際には、ケース・バイ・ケースによって、非常に専門的な能力等が必要になるので、危険性も回避しなければいけないというようなところからすると、この辺りは教員だけで対処でき

るものなのか。あるいは外部の指導者であるとか、競技団体、パラリンピック関係の団体と少し連携を取りながら、恐らく芸術系も同様だと思いますが、その辺りを柔軟に、教員だけで対処しようとするのではなくて、外部と連携をとりながら行っていくことが、より彼らの能力を開発して、また、彼の能力、もともとタレントを発掘するというところも、一般の教員では見えないところが実はあるのではないかと私は思っているのです、その辺りも含めて、是非検討を進めていただければと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 正に指導者は非常に重要でして、まず教員の方について申し上げれば、継続的な指導も重要だろうということで、それも踏まえた取組をしていく必要もありますし、また、御指摘のように、教員だけでなく、専門的な指導者の指導も重要です。また、特別支援学校を何とか盛り立てていこうという気運が高まっておりますので、現在も専門的な指導者に指導していただいておりますけれども、今後もその方向を加速していきたいと思っています。

【秋山委員】 これまで特別支援教育というのは中学校までは大変取り組まれていました。そして、今、大学の方も取り組まれていまして、高校が今まで取り組まれていなかったところなので、今回、都立高校で発達障害教育が推進されるということは、これが今回の施策の中で光っているのではないかと考えています。期待したいと思います。よろしくお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 おっしゃるとおり、高校では今までなかなか手が付けられにくかったところですので、今回、施策を打って対応していきたいと考えています。

【遠藤委員】 秋山委員の質問に関連しますが、高校から高等教育機関へ進む子供たちのウエートもだんだん高くなってきていますね。資料の4ページにある社会の変化に対応するというところで、ICT機器の活用とありますけれども、視覚障害だったり、あるいは聴覚障害だったり、知的障害だったり、発達障害だったり、それぞれ障害の種別によってICT機器の活用による教育というのは様相が変わってくると思うのです。私の仕事は、高等教育機関に進学する高校生を中心に、いろいろなガイドを行っているわけですが、障害者差別解消法の施行に伴いまして、総務省は私どものような高等教育機関へのガイドの仕事をしている者に対して、障害者のアクセシビリティの向上

ということを強く求めてきております。私どものシステム体系の中に、障害者がアクセスするのをどのようにたやすくしたらいいのかとか、そういう工夫をいろいろとしていかなければいけない。

ただ、我々受け皿の方はそれを行いますけれども、一方、障害者教育を行う方にとって、IT教育、ICT教育を、どういう機器を使って、どういうことでやるのかということはかなりきめ細かくやらないと、社会の受入体制の方も出てこないということがあると思うのです。ですから、4ページ目の方向性ⅢのICT機器の活用に非常に期待しているところです。是非それぞれの障害の種別によって、IT教育というものを変えていく努力を、今、秋山委員から高校段階という話がありましたけれども、高校段階の中で、単に行えばいいと言うけれども、その子供たちを社会が受け入れていくために、特別支援学校の中でどういう教育をしていくのか、社会のニーズは何なのかということも踏まえた形にしていただければと思います。よろしくお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 ICT機器の活用ということで、例えば障害種別で言いますと、弱視の子供については、拡大が容易で見やすいとか、白黒反転なども容易にできるとかありますし、また、発達障害の子供では、飛ばして読んでしまうような子供たちに対しても、色を付けたり反転させたりというようなことも比較的容易にすることができるので、そのようなことも可能かと思っています。また、病弱教育のところでも、ベッドに寝ている生徒に対して、なかなか身動きできないけれども、タブレット端末を持たせることで、授業の中継などもできるのではないかとということで、確かにいろいろな可能性があるところではあります。今後も機器の進化によりまして、様々な教育内容ができるかと思っていますので、いろいろ考えていきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 「いじめ総合対策【第2次】(案)」について

【教育長】 次に、報告事項(2)「いじめ総合対策【第2次】(案)」について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料（２）を御覧ください。

本案は、7月28日開催の教育委員会で報告しました第一期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から提出された最終答申を踏まえて、改めて東京都教育委員会により策定する予定になっている、「いじめ総合対策【第2次】（案）」です。

先の最終答申が、既に学校の取組まで具体的に示したものになっていますので、本案も、基本的に最終答申の内容を継承しています。このため、資料の中段に示した内容は、最終答申と変更はございません。

具体的に見ていただきたいと思いますが、左側の中段右側、第1章として「いじめ防止等の対策を推進するための6つのポイント」ということで、ポイント1の「軽微ないじめも見逃さない」から、ポイント6の「社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する」の6点を示しています。

右側ですが、第2章として「4つの段階に応じた具体的な取組」について、現行の総合対策を引き継ぐ形で示しています。未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、この四つの段階ごとに、学校における具体的な取組を示しているところです。

また、本日委員会終了後、明日から1か月ほどパブリックコメントを募集させていただいて、来年2月の定例教育委員会で「いじめ総合対策【第2次】」を決定してまいりたいと考えています。その後、来年4月から全ての公立学校で「いじめ総合対策【第2次】」に基づきまして取組を展開していくという運びになります。

それでは、最終答申の変更したところなどを中心に、具体的に見てまいりたいと思いますので、冊子の方を御覧ください。冊子の5ページを御覧ください。4ページ、5ページには、先ほど説明した六つのポイントについて、詳細に記述をしているところです。5ページの一番下に、六つのポイントの根幹となるべき認識について定めています。1点目は、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしないこと。2点目は、いじめの行為の重大性、その行為により受けた被害の子供の心身の程度と、個々の状況に応じて適切に対応することなどを明記しているところでございます。根幹となるところを改めて教員に理解をしてもらいたいと思い、ここに載せたところです。

続いて、10ページを御覧ください。10ページ以降は、随所にグラフや表を示してい

ます。この辺のデータにつきましては、今年度新しくなっているところは、文部科学省の問題行動等調査や都独自の調査に基づいてデータに差替えをしたところです。

続いて、30ページを御覧ください。このページも最終答申の説明の際に触れたところですが、本冊子の中で最も工夫した内容の一つとなっています。このページには、重大性の程度に応じた確実な指導を行うことの大切さを示しているところです。こうした資料を通して、全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを確実に認識できるようにしていきたいと考えています。

また、一面的に被害の子供は守るべき対象である、加害の子供は厳しく指導を受けべき対象であるという捉え方をせず、実態に即した適切な指導を行って、できる限り子供たち自身がより良い人間関係を築いていけるようにすることが重要だと考えています。既に最終答申の内容を踏まえて、ある区市町村教育委員会では、このページを校長連絡会等で活用して、指導助言を行ったという報告も受けています。このように各区市町村も動き出してもらっているというような状況がございます。

続きまして、76ページを御覧ください。このページは、最終答申にはなかった内容です。上段では、「いじめ総合対策【第2次】」の進捗状況の把握と検証の在り方について示しています。

2番目の丸に記載のとおり、東京都教育委員会としては、引き続き毎年度、独自の調査を行いまして、学校における取組の課題を明らかにし、改善策を示してまいりたいと考えています。

また、4番目の丸ですが、こうした検証を通して、教職員が対応力や指導力を高め、自信を持っていじめ問題に対処できるようにしていきたいと考えています。

下段ですが、「いじめ総合対策【第2次】」の改訂のスケジュールです。東京都教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会の任期が条例で2年間と定められていますので、その任期に合わせて行ってまいりたいと思っています。29年度のところで御覧いただきますように、いじめ問題対策委員会の第2期が始まりまして審議をしております。これを受けて、30年度には中間報告をしていただき、さらに、31年度にはいじめ問題対策委員会の第3期による審議を行いまして、32年度で同様に最終答申をいただければと考えています。そして、33年度から、「いじめ総合対策【第3

次】」による取組を開始していけるように考えているところです。

大切なことは、総合対策の改訂のたびごとに新たな取組を学校に課していこうという視点ではなくて、課題を明らかにして、学校がより効果的に取り組んでいくためにはどうしたらいいのか、そういう具体策を示していけるようにしてまいりたいと考えています。そのためには、OJTとか、校内研修等を通じて、不断に教職員の意識を啓発する資料を開発していくことや、児童・生徒に対する授業が一層充実するようになるためのプログラムを示していくことなどが都教育委員会の責務だと考えています。

次に、冊子の最終ページ、109ページを御覧ください。7月の最終答申を報告した際も、委員の皆様から御意見をいただいたとおり、根本的にいじめ問題を解決するためには、子供たち自身が主体的に話し合いながら、自らの行動を振り返ることを繰り返す中で、いじめに対する意識を高めることが不可欠だと考えています。この案の中にも、現行の総合対策と比べて、そうした視点を明確にして、多く取り入れて、児童・生徒の主体的な態度を育成する取組を重視したものになっています。

総合対策の締めくくりとして、下段の枠の中ですが、これは全ての都立高校で今年度から実施しております「人間と社会」の教科書の最終ページと同じ内容「多様な人と出会い、関わり、時にはぶつかり、高め合えるからこそ、私たちは幸福な人生を切り拓き、よりよい社会を、豊かな未来を築くことができます。何よりも、違った意見をもつ者同士の調整を図ることができること、それこそが人間らしさなのです。」をあえて載せています。いじめは絶対に許されない行為でございます。大人の力でこれを防止していくことは極めて重要なことですが、一方で、子供たちが人間同士の様々な葛藤を乗り越えられることにより、より良い人間関係や、より良い社会を自分たちの力で築いていこうという意識や、たくましさを育てていく。それがいじめ防止対策の最も大きな目標ではないかと考えております。その思いも込めまして、「いじめ総合対策【第2次】（案）」を作成しました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございませんか。

【秋山委員】 このように細かくいじめ問題に取り組んでいただくと、本当に軽微ないじめも見逃さなくなると思いますが、軽微ないじめも見逃さなくなったときに、

学校の教職員と保護者との認識にずれが出てくるのではないかと感じてしまうのですが、その点はポイント5のところでもっとしっかり対応されていくということでしょうか。

【指導部長】 御指摘ありがとうございます。軽微なものから見ていくという形で、先ほど少し申し上げたのですが、まず、いじめの定義をしっかりと理解する。要するに、被害者が嫌だなどと思ったものはいじめになりますので、それを教職員も理解するし、保護者の方にも事前に周知をしていくこと。それから、いじめがあったからといって、程度があると思うのです。そのときに、やった方は軽い気持ちというものも、その辺の状況などをきちんと把握しながら、適切な指導をしていかなければいけないと思っています。さらには、子供の中で考えられるような指導にもっていければと考えているところです。

【秋山委員】 ありがとうございます。もう一つ、4ページのポイント3ですけれども、相談しやすい環境の中で子供を守り通すというところで、スクールカウンセラーなどは子供たちに会って話をする窓口になると思います。スクールカウンセラーがその情報を担任など学校の教職員と共有するということが大事で、その環境が整っているかどうか。例えば、相談室にばかりしかいられないというときに、職員室に足を運ぶような機会がないと連携がとりにくいのではないかとこの気もします。

それから、所轄の教育委員会の中に教育相談がありますが、そこでの相談を受けた場合に、学校とうまく連携ができているかどうか。その辺りも情報を共有して活用するということが大事ではないかと思っています。

【指導部長】 ありがとうございます。具体的に冊子の8ページを御覧ください。「3 早期対応」のところに、学校の中には学校いじめ対策委員会を設置することになっておりまして、これは校長を核として、スクールカウンセラーの方も入っていただいて、定期的に情報交換をするような形になっています。

もう一つ、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生という、いじめが多く発生しそうなところは、スクールカウンセラーが子供たち全員と面接します。その面接したことは共有することになっていますし、また、いじめアンケートも年3回行うことになっておりまして、その中で訴えているいじめなどについては、対策委員会などで、どういうふうにアプローチしていくかということを考えて行っています。

また、御指摘のように、東京都は教育相談センターをもっておりまして、そこにもいじめの訴えなどがありますので、それについては、訴えを聞きながら、学校名等が分かれば、学校の方に連絡しながら対応をとっていくようなことしております。

【秋山委員】 これは、いじめ対策だけではなくて、ほかの相談全てにも生かしていただきたいと思います。スクールカウンセラーの役割が大変多くなっていると思いますが、今は相談を受けるだけでも手いっぱい、教室の子供たちの様子を見に行く時間もないとか、そういう状況ですので、スクールカウンセラーの充実というか、数の問題だと思いますが、御検討いただければと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。御指摘のとおりですが、東京都はやっと全国に先駆けて全校配置をしたところでございます、特に高校などは、全日制・定時制を分けて配置しています。これもかなりの予算を掛けていますので、いただいた御意見を踏まえ、より充実させていきたいと思っております。

【遠藤委員】 非常にきめ細かな案を作って、御苦勞様でした。大変だったと思います。私は、5ページ目の下が一番大事だと思います。ここの件数が多いということをもって、学校の評価、あるいは先生の評価につながるということは絶対ないということ徹底しないと、どうしてもそこどころがネックになって、ぼやのうちに消せないということが出てくると思います。それは、8ページ目の一番下の(5)の教育委員会への報告等のところにも通じるわけですね。よく耳にする言葉は、「こんなことを起こして、これは教育委員会への報告事項で大変だぞ」というようなことを学校の管理職が先生に言うというようなことも漏れ聞いたりすることがあります。そうすると、先生にとっては、教育委員会まで報告されるようなことは良くないじゃないかということで、隠してしまうということが仮初めにも出てこないように。要するに、教育委員会と学校との連携、あるいは保護者との連携、その中で一番子供たちと接する最前線にいる先生たちが委縮しないような形、ここにいろいろなことが書いてありますが、5の一番下に書いてあることができなければ、何もならないということだと思いますので、ここの項目の徹底と、事実としてもそういうことを配慮して行っていくということでもよろしくをお願いします。

【指導部長】 正にここが一番重要な肝だと思っておりますので、区市町村教育委員

会、校長連絡会等で徹底を図ってまいりたいと思います。

【宮崎委員】 今、大変問題になっている東日本大震災で福島から避難してきた、当時は小学校2年生で避難してきた生徒がいじめられたような場合に、何が起きているのか。福島の原子力発電所事故というのはどういうものであって、何が危険で、何が危険でないのかというような情報を、受け入れる前にきちんと児童・生徒に説明しておくとか、未然に防ぐという部分を、少し想像力を働かせて、起こるかもしれないことを広く捉えて、学習に生かしていくということも大切かなと思うのです。

その際に、個別のケースですからいろいろなケースがあると思いますけれども、例えば「賠償金をもらっているんだからお金を持ってこい」というような発言は、これは大人の発想でないと、子供には分からないと思うのです。ということは、保護者についても事前にそのようなきちんとした情報共有であるとか、教育であるとか、周知ということが必要かと思うところです。そういうことがあれば、そういう事態にならなかったのかどうかということは、過ぎてしまったことで分かりませんが、少なくとも、せっかくこういう対策を考えておりますので、軽微ないじめも見逃さないとか、未然に防ぐということの内容を、一步踏み込んで、起こるかもしれないことに対しての未然の危機管理ということも是非御検討いただければと思っています。

【指導部長】 御指摘のとおり、近くの市で起こっていますが、そういうことは東京でも起こる可能性がありますので、起こった時点ですぐに調べました。600人ぐらい福島等から東京で学んでいる子供たちがいますので、各学校に再度点検をすることと、何が課題なのかということ十分理解すること。それから、保護者、子供に寄り添って対応するような形の通知を出したところですが、そういう形をとりながら、情報収集をし、そういうことがないように図ってまいりたいと考えています。

【山口委員】 きめ細かい総合対策ということですばらしいと思うのですが、そうは言いながらも、対策はやはり対策でしかなくて、逆に、このようにきめ細かに対策を立てれば立てるほど、人間というのは安心してしまう。ポカンと大きな穴が空いてしまうことがあって、これを実際に運用していく。そして、これを生かして子供たちがたくましく育っていくというのは、やはり現場の先生方、家庭、地域、そして子供たち自身も主体的にという、それが最後のメッセージに込められているというの

はよく分かっているのですが、そこはもう一度、教職員の先生方、あるいは子供たちにも、そこが重要なんだと。対策一つ一つを行っていけば大丈夫だというものではないというところを是非確認していただければ、ここに出てきたものが更によりよいものになると思っています。御苦労様でした。

【指導部長】 どうもありがとうございます。研修等がございますので、そういうところで周知をし、まず、先生方にこれを開いてもらうようにしていけるようにしたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

12月22日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について、12月第2木曜日の8日は現在案件がございません。つきましては、次回教育委員会定例会は、12月22日木曜日、午前10時から教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、12月8日は案件がないということでございます。この場で、12月8日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、12月8日の教育委員会は開催しないことといたします。

次回教育委員会定例会は、12月22日でございますので、よろしく願いいたします。

その他で何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時27分)